令和　　年　　月　　日

伊那市長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　設置者　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（自署）氏名

誓　　　約　　　書

　私は、このたび伊那市　　　　　　　　　　　　　　番地に浄化槽を設置し、放流水を

　　　　　　　　　　へ流したい（又は宅地内処理したい）ので、事前に次のことを誓約

　いたします。

１　「浄化槽法」並びに「浄化槽法施行規則」及び「浄化槽の設置及び維持管理に関する

指導基準」の規定を遵守します。

２　浄化槽管理者の義務として保守点検並びに清掃を規定どおり実施し、適正な維持管理

を行います。

３　浄化槽法による勧告及び命令を受けた場合は異議を申し立てず、直ちに必要な改善又

は措置を講じます。

４　この施設について、近隣又は下流の者等から苦情があった場合は、私の責任において

解決します。

５　河川一斉清掃等には積極的に参加し、環境の浄化に努めます。

６　下水道等が供用開始になった場合には、遅滞なく下水道等に接続いたします。

※参考【浄化槽法　一部抜粋】

（浄化槽管理者の義務）

第十条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあっては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

※参考【浄化槽法施行規則　一部抜粋】

　（使用に関する準則）

第一条　浄化槽法(以下「法」という。)第三条第三項の規定による浄化槽の使用に関する準則は、次のとおりとする。

　一　し尿を洗い流す水は、適正量とすること。

　二　殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であって、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流入させないこと。

　三　法第三条の二第二項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成十二年法律第百六号)附則第二条の規定により浄化槽とみなされたもの(以下「みなし浄化槽」という。)にあっては、雑排水を流入させないこと。

　四　浄化槽(みなし浄化槽を除く。第六条第二項において同じ。)にあっては、工場廃水、雨水その他の特殊排水を流入させないこと。

　五　電気設備を有する浄化槽にあっては、電源を切らないこと。

　六　浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。

　七　浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。

　八　通気装置の開口部をふさがないこと。

　九　浄化槽に故障又は異常を認めたときは、直ちに、浄化槽管理者にその旨を通報すること。

※参考【浄化槽の設置及び維持管理に関する指導基準　一部抜粋】

１　設置場所は、保守点検及び清掃を容易に行うことが出来る場所であること。

２　浄化槽の臭気、騒音、振動により近隣住民に被害を与えないこと。

３　建築物の使用目的又は放流先の状況等により、浄化機能に影響をおよぼす恐れがあると認められるときは、必要に応じて前処理又は後処理設備を設けるものとする。

４　常に適正な使用・維持管理に配慮するとともに、関係業者に対してもそのために必要な措置を取ることを指示し、又は自ら必要な措置を講ずること。

５　専門の業者に保守点検及び清掃を委託すること。

６　法定検査の結果、不適正と判定された場合は、関係業者に対して必要な措置を取ることを指示し、又は自ら必要な措置を講ずること。